

名古屋北部土質改良センター

利 用 案 内

大有建設(株)・東邦がステク(株)
共 同 企 業 体

1. 利用場所

〒480-0301 春日井市内津町 383 番地の 5
名古屋北部土質改良センター [略称名：名北改良土センター]
TEL：0568-88-7180
FAX：0568-88-7185
Mail：meihoku@sage.ocn.ne.jp

2. 営業日及び休日

- (1) 営業日 月曜日 ～ 金曜日、※第 1、第 3 土曜日（予約出荷・受入）
 - (2) 休業日 日曜日、祝日、第 2、第 4、第 5 土曜日、年末年始等
 - (3) 営業時間 7 時 3 0 分 ～ 1 6 時 3 0 分（受付 16 時 15 分まで）
- ※第 1.3 土曜日は予約の連絡が無い場合、休業とさせていただきます。

3. 工事受注から搬入、搬出までの手続き

(1) 【利用通知書・車両登録表】 の通知

工事受注後に別紙様式【名北改良土センター利用通知書】に詳細を記入していただき、当センターへ通知（FAX またはメール）して下さい。又、発生土及び改良土の運搬車両が決まりましたら【車両登録表】により、車両情報を通知（FAX またはメール）して下さい。

(2) 名北改良土センター【現場カード】【車両カード】の発行

当センターは【利用通知書】【車両登録表】に基づき、利用者が使用するダンプ車両台数の【現場カード】【車両カード】を発行します。

(3) 【名北改良土センター利用現場票】 ※利用現場票はコピーしてお使い下さい。

利用者の現場責任者は、初めて名北改良土センターを利用するときに、車両 1 台ごとに別紙様式【名北改良土センター利用現場票】に詳細を記入し、ダンプ車両の運転手に渡して下さい。センター受付で【現場カード・車両カード】をお渡しします。

(4) 搬入、搬出・計量業務

ダンプ車両の運転手はトラックスケールに載った後、操作ターミナルの要領に従って、計量伝票を受け取って下さい。計量伝票は3枚綴りになっています。1枚を当センターの控えとしますので、受付にお渡し下さい。

4. 建設発生土の受け入れ基準

- ① 含水比が概ね30%以下の発生土（汚泥又は、汚泥状のものでないもの）
- ② コンクリートガラ、アスファルトガラ等産業廃棄物を含まないもの
- ③ 工事用材料として不適当な木片、ビニール片、鉄筋等の異物が混入していないもの
- ④ 異臭を発しないもの

※ 当改良センターでは、リサイクルに適した建設発生土を受入対象としています。リサイクルに不適と判断される場合は受入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

5. 利用料金の請求及び納入

- (1) 当センターは1ヶ月分の利用料金を集計して請求書を発行し、利用者へ送付いたします。
- (2) 利用者は、前項の請求額を、当センターが指定する銀行口座へ振込で支払って下さい。

※各種資料（利用通知書、車両登録表、利用現場票）は下記ホームページよりダウンロード出来ます。

<http://www.taiyu.jp/service/sales/>

http://thg-group.tohogas.co.jp/tohogas-techno/center/nagoya_n.html